

泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の 事業計画変更認可について

下記のとおり、茨城県知事より泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の事業計画変更の認可を受けましたので、都市再開発法施行規則第39条第3項の規定によりお知らせします。

令和2年7月27日 泉町1丁目北地区市街地再開発組合

茨城県告示第826号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により告示する。

令和2年7月27日

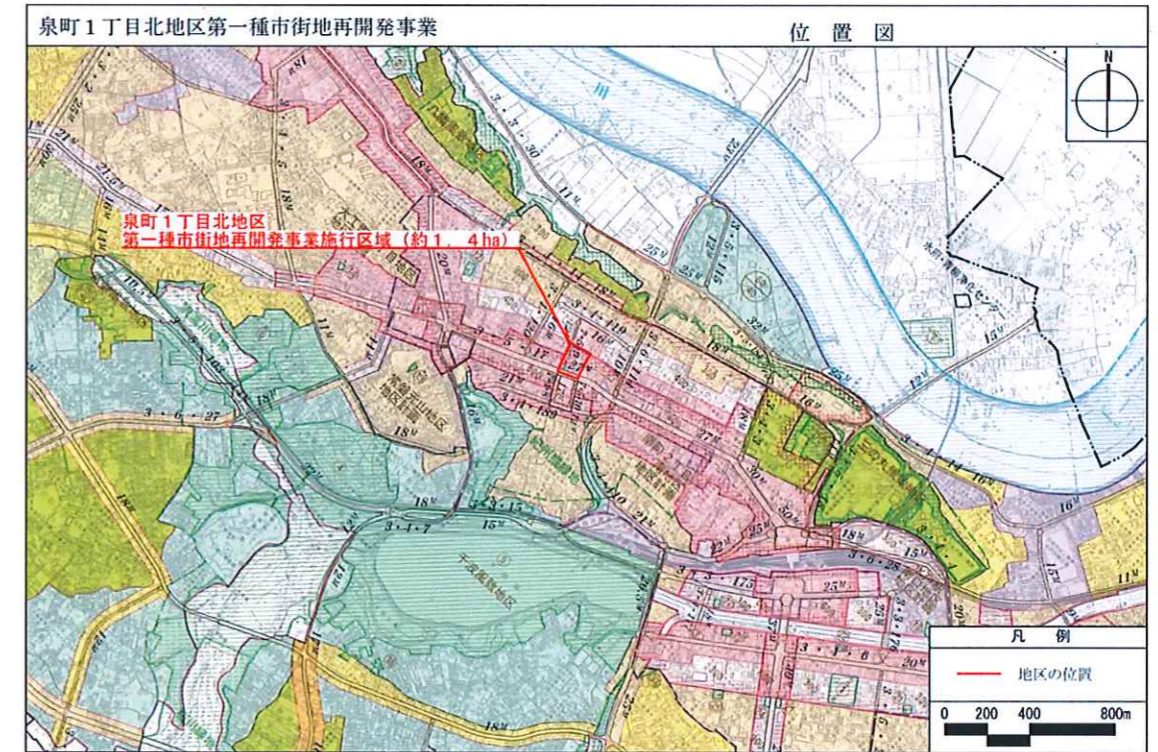
茨城県知事 大井川 和彦

- | | |
|----------------------|---|
| 1 組合の名称 | 泉町1丁目北地区市街地再開発組合 |
| 2 事業施行期間 | 平成30年5月24日から令和5年3月31日まで |
| 3 施行地区 | 水戸市泉町1丁目、泉町2丁目の各一部 |
| 4 事務所の所在地及び設立認可の年月日 | 水戸市泉町2丁目3番2号
平成29年6月12日 |
| 5 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 | 令和2年7月27日 |
| 6 変更の内容 | 変更前 平成30年5月24日から
平成34年8月31日まで
変更後 平成30年5月24日から
令和5年3月31日まで |

本事項の内容についてのお問い合わせは、下記の事務所までお願いします。

泉町1丁目北地区市街地再開発組合事務所
水戸市泉町2丁目3番2号 中央ビル6階
029-222-5855

○地区の位置図



○施行区域図

